

議案第1号	文化財の県指定について												
1 提案理由													
平成26年12月25日に石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について 答申があつたため													
2 根拠法令等													
石川県文化財保護条例第4条第1項及び第26条第1項													
3 指定内容													
有形文化財													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>所在地</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歴史資料</td> <td>加賀藩土上木家文書</td> <td>354点</td> <td>金沢市出羽町3番1号 石川県立歴史博物館</td> <td>石川県</td> </tr> </tbody> </table>				種別	名称	員数	所在地	所有者	歴史資料	加賀藩土上木家文書	354点	金沢市出羽町3番1号 石川県立歴史博物館	石川県
種別	名称	員数	所在地	所有者									
歴史資料	加賀藩土上木家文書	354点	金沢市出羽町3番1号 石川県立歴史博物館	石川県									
民俗文化財													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>保護団体</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無形民俗文化財</td> <td>唐戸山神事相撲</td> <td>唐戸山相撲協会</td> <td>羽咋市</td> </tr> </tbody> </table>				種別	名称	保護団体	所在地	無形民俗文化財	唐戸山神事相撲	唐戸山相撲協会	羽咋市		
種別	名称	保護団体	所在地										
無形民俗文化財	唐戸山神事相撲	唐戸山相撲協会	羽咋市										
4 指定日													
告示日													

かがはんし うえきけもんじょ
加賀藩士 上木家文書

1. 種 別 有形文化財（歴史資料）
2. 名 称 加賀藩士 上木家文書
3. 員 数 354点
4. 所 在 地 金沢市出羽町3番1号 石川県立歴史博物館
5. 所 有 者 石川県
6. 指 定 理 由 別紙のとおり
7. 年 代 戦国時代末期～大正時代
8. 学 術 的 資 料 「加賀藩士 上木家文書について」『石川県立歴史博物館紀要』第25号（掲載予定）
9. 維持保存方法 石川県立歴史博物館にて保存管理
10. 写 真 別添のとおり
11. 指 定 基 準 石川県指定有形文化財指定基準
歴史資料の部（一）（三）

別紙（指定理由）

かがはんし うえきけもんじょ
加賀藩士 上木家文書

上木家は越前府中（現在の福井県越前市）の出身で、関ヶ原の戦いでは前田利長に仕え、その後、知行千石を有する加賀藩士家となり、普請奉行など各奉行を務めた。また、加賀藩祖・前田利家の側室で、三代利常の生母である千世（寿福院）の実父である上木新兵衛に連なると考えられる。

本文書は、上木家に伝来する354点の資料からなっており、戦国時代末期から大正時代のものが含まれている。加賀藩士家の基本的な文書である「知行宛行状」、「先祖由緒一類附帳」、「系図帳」などが揃っているほか、縁組や勤仕に関する資料、香道を含む学芸の資料も含まれている。藩政の実務を担った藩士家の詳細が伺え、加賀藩の職制や武家社会の様相、社会生活を研究するうえで格好の資料であり、学術的価値が高い。

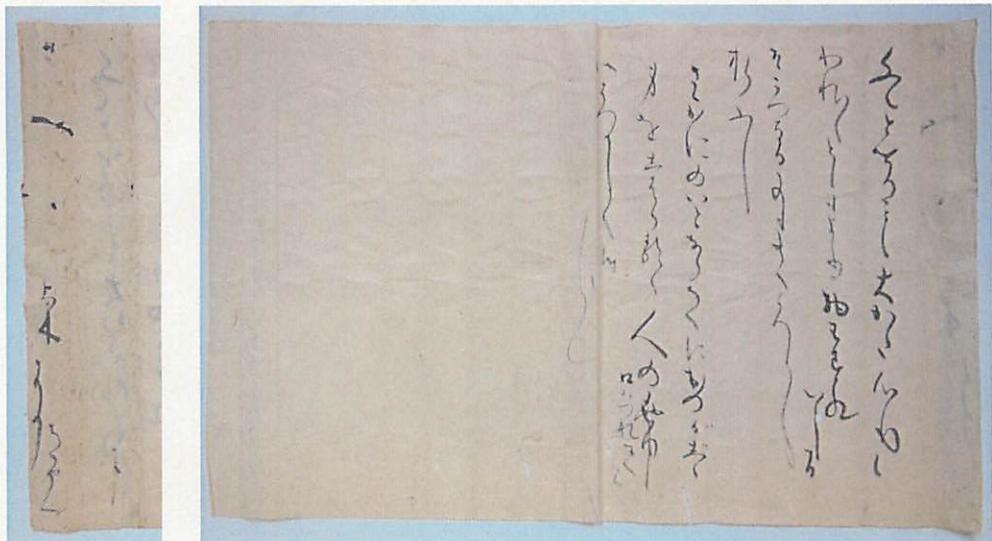
また、利常から上木家に宛てた「かな書状」や二代藩主・利長の書状、「豊臣秀吉朱印状」、18世紀末から19世紀初頭にかけての上木家屋敷図など、類例がない資料が含まれており貴重である。

「辰巳上水江筋之絵図」は、幅15.0cm、長さ708.0cmの細い和紙を貼り継いだ絵図で、取水口から兼六園までが描かれている。図中には貼り込みなどが隨所に行われ、寛政地震（寛政11年＝1799年）前後の様子が書き入れられており、現認される絵巻の中で最も古い情報を持つものとみられ、辰巳用水研究に役立つと考えられる。

本資料は加賀藩士で知行千石を有し、藩政の実務に携わった家の文書であり、また、藩主生母の実家関連の資料という点で価値が高く、有形文化財として指定し、その保存を図ることが必要である。

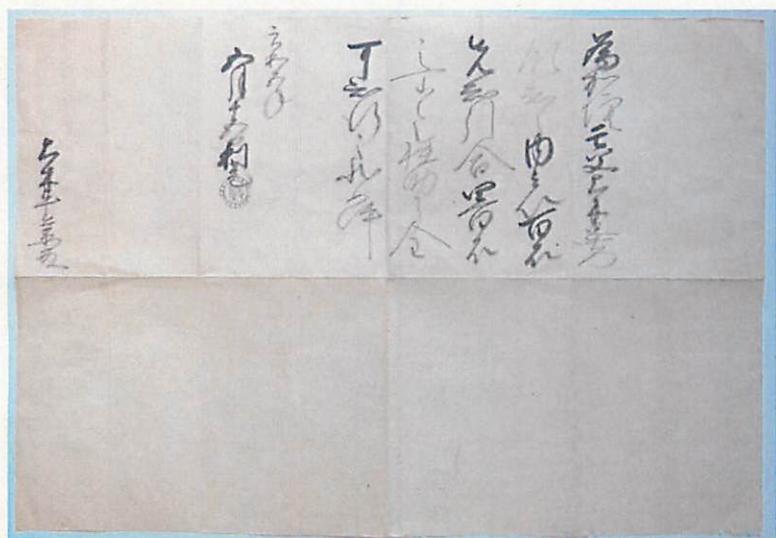
加賀藩士 上木家文書

① 前田利常かな書状（上木宛前田利常自筆書状）



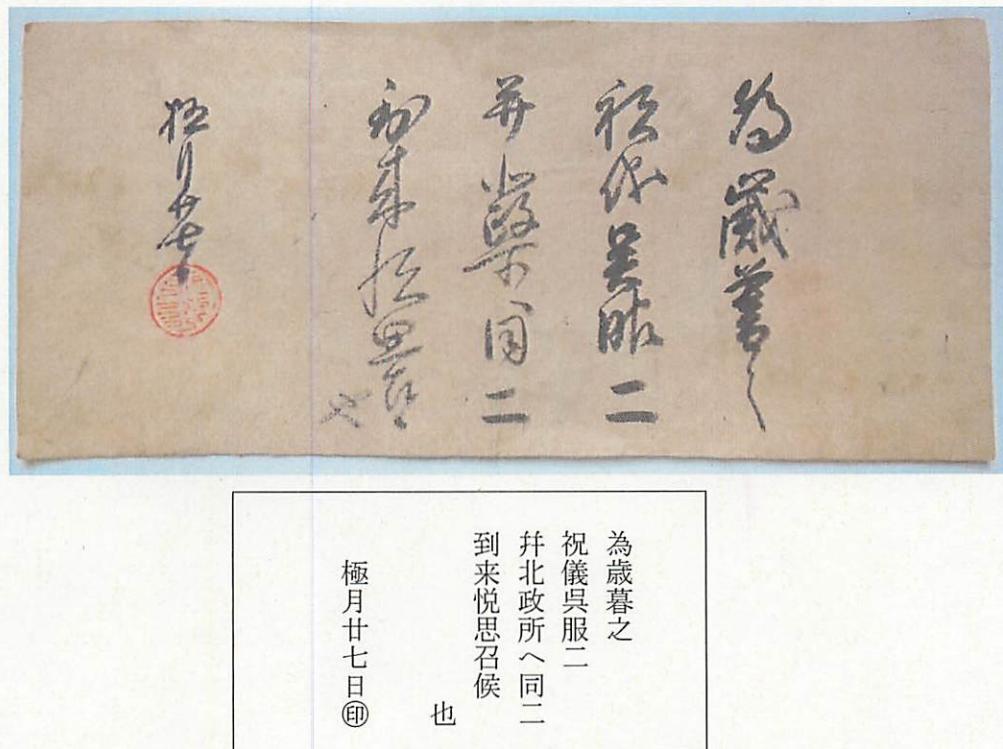
文之とをり被申候大かた心得候
われわれとしもより物わすれ
そつなる事もききまいらせ候
折ふし
ささかにのいとならなくにおのがじし
身をしばらるる人の世の中
御はつかしく候
口はづれにて候
(端裏書)
上木 ちくせんより
かしく

② 加増知宛行状（前田利光（利常）知行宛行状）



為加増亡父上木忠右衛門
領知之内を以百石
先知行合四百石
之所令扶助了全
可知行之状如件
元和五年
五月十五日利光印
上木半兵衛殿

③ 豊臣秀吉朱印状



④ 辰巳上水江筋之絵図（幅 15.0 cm、長さ 708.0 cm）



本紙

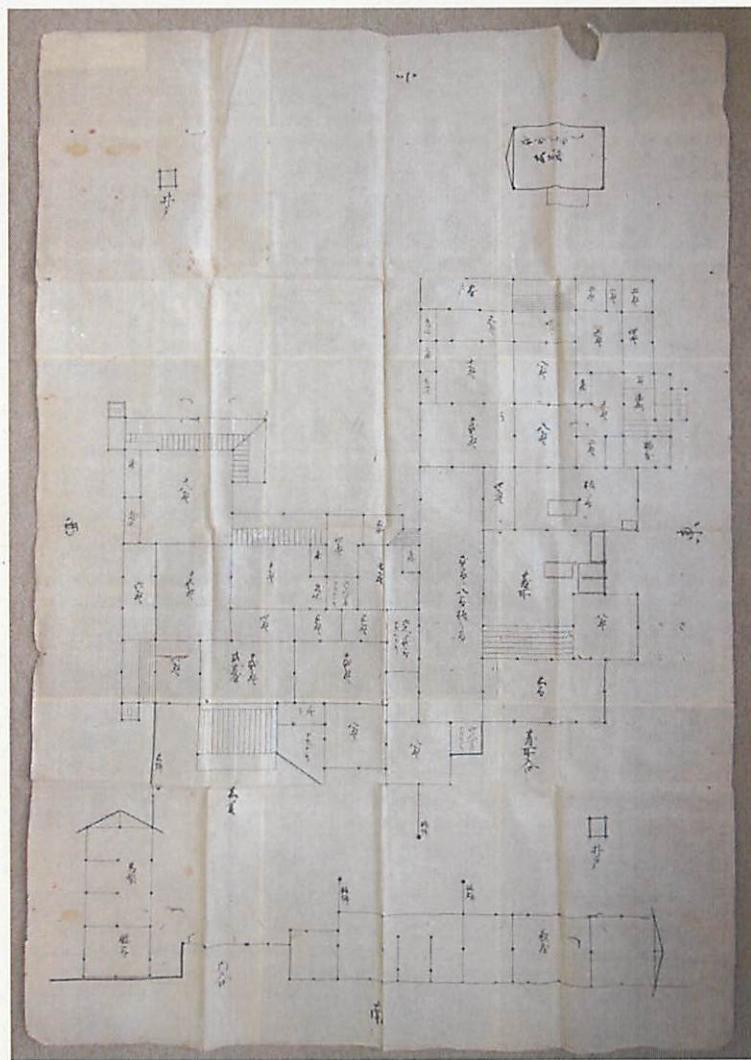
地震以前の図



貼り掛け

地震後の図

⑤ 御馬廻組 上木金左衛門宅之図（縦 113.0 cm、横 79.0 cm）

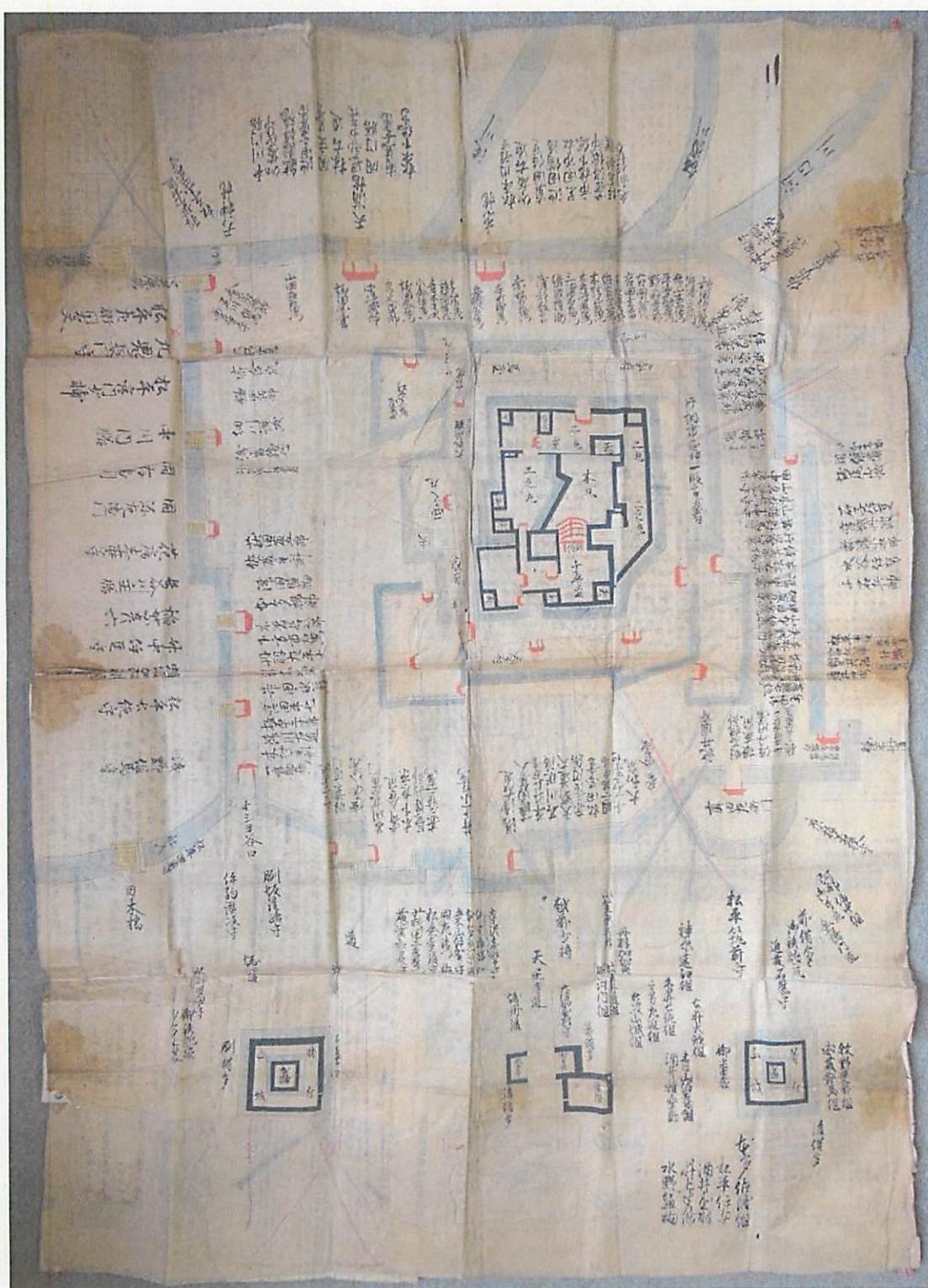


【参考】19世紀中頃の金沢町絵図（石川県立歴史博物館所有）

上木家屋敷の位置
(現在の笠市町辺りと思われる)



⑥ 大坂御陣之図（縦 108.0 cm、横 76.0 cm）



からとやましんじずもう
唐戸山神事相撲

1 種 別 民俗文化財（無形民俗文化財）

2 名 称 唐戸山神事相撲

3 所 在 地 羽咋市南中央町、川原町

4 保 護 団 体 唐戸山相撲協会

5 時 期 每年9月25日

6 説 明 別添のとおり

7 写 真 別添のとおり

8 維持保存方法 保護団体にて維持

9 指 定 基 準 石川県指定無形民俗文化財指定基準 1項1号

10 参 考 資 料 『羽咋市史 中世・社寺編』1975 羽咋市史編さん委員会
『新修「羽咋市史」近現代 通史編』2008 羽咋市史編さん委員会

11 そ の 他 羽咋市指定無形民俗文化財 平成13年5月25日

別紙（指定理由）

からとやましんじずもう 唐戸山神事相撲

唐戸山神事相撲は、9月25日に行われる羽咋神社の神事相撲である。伝承によれば、第11代垂仁天皇の皇子で羽咋神社の祭神である磐衡別命いわづくわけのみことが薨去こうきよした際、命が生前、相撲を好んだことから、その命日に北陸各地から力士が集まり、相撲により神靈を慰めたことが始まりであると伝えられている。

その後は、羽咋神社の神事相撲として行われてきたが、羽咋神社の別当寺である本念寺の法要行事として行われるようになった。『能登名跡志』には、安永6年（1777）当時に、本念寺で相撲が行われていたことが記録されている。神仏分離により、明治11年（1878）には、再度、羽咋神社の行事となり、今日に至っている。

相撲が行われている唐戸山相撲場はすり鉢状になっており、磐衡別命の墓陵を作るとき、土地の人々が砂を運んだためできたものとする伝承が残っている。塙地の土俵は円形で四本柱はない。

神事相撲が行われる当日は、羽咋神社で奉額祭及び神社相撲祭、立行司に白木の軍配を授ける任命式が行われる。その後、唐戸山相撲場において、稽古取りと協賛相撲が行われた後、神事相撲が執り行われる。

神事相撲は、土俵の四方に篝火を焚き、力士の土俵入り、相撲甚句、神事太鼓が披露された後、前弓・中弓・奥弓と取組が進められる。

力士は、邑知潟を中心に、越中と加賀の方面を「上山」、能登方面を「下山」と2つに分けられて、「水なし塩なし待ったなし」で二番勝負の相撲を取り、最後まで残った上山と下山の各1名の力士が慣習により大関となる。取組が終わった後、両大関は他の力士の組む肩車の馬に乗って、相撲場から約1キロメートルの参道を走り、羽咋神社の拝殿に駆け込む。

羽咋神社の拝殿では、幣帛授与祭へいはくじゅぎせきが行われ、御大詔ごだいしおうを神職が読み上げ、賞証しょうしよう、相撲由来書、目録が立行司から大関に授与される。また、大幣帛、本念寺の高張提灯たかはりも立行司から大関に授与される。大関となったものは、翌年の相撲に額を奉納し、親方となるのが通例となっている。

保護団体である「唐戸山相撲協会」は、昭和33年に発足した「唐戸山相撲協賛会」が昭和44年に現名称に改称したもので、唐戸山神事相撲の運営及び存続に努めている。

唐戸山神事相撲は、神事相撲としての歴史をよく伝承しながら、今日も盛大に開催されており、民俗学的に貴重であることから無形民俗文化財に指定し、その保存を図ることが必要である。

唐戸山神事相撲



大関戦の取組



馬に乗った大関